

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 8 月 1 日

契約責任者
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
座間支部長 瀧沢 正博
(法人印省略)

1 工事概要

- (1) 工 事 名 座間支部（7）外壁改修建築等工事
- (2) 工事場所 神奈川県座間市相武台一丁目 46 番 1 号
- (3) 工事内容 入札説明書による。
- (4) 工 期 入札説明書による。
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における契約に関する規則（平成 14 年駐労規第 22 号。以下「契約規則」という。）第 7 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の「特別な事由のある場合」に該当。
- (2) 契約規則第 8 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省における令和 7・8 年度一般競争（指定競争）参加資格のうち、「建設一式」において「A」、「B」又は「C」等級の格付を有すること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、同手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(3)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構又は防衛省の機関等指名停止権者（装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（平成 25 年 8 月 1 日付防経装第 10622 号）別紙の第 2 に規定する「機関等指名停止権者」をいう。）から指名停止措置又は取引停止を受けている期間中である者ではないこと。
- (6) 二級建築施工管理技士（建設）又はこれと同等以上の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に配置できること。ただし、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項に該当する場合は、当該技術者等は専任とする。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。
 - ・一級建築士の資格を有する者
 - ・一級建築施工管理技士の資格を有する者
 - ・建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (9) 入札説明書等の交付を受けた者であること。
- (10) 入札説明書に定める書類を提出した者であること。
- (11) 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）の間に資本関係及び人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。
- (12) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこと

ができる。

- (13) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- (14) 受注者からの請求による(12)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- (15) (12)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- (16) (12)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

3 入札手続等

(1) 担当部署

〒252-0011 神奈川県座間市相武台 1-46-1

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 座間支部 管理課 総務経理係

TEL : 046-251-1547

E-mail : haihu_account_zama@lmo.go.jp

(2) 入札説明書の交付方法等

ア 交付方法 原則として電子メールにより交付する。交付を希望する場合は、2(3)の資格を満たすことを証明する資格審査結果通知書の PDF ファイルを電子メールにより(1)に送付する。紙により交付を希望する場合は、(1)において当該資格審査結果通知書の写しと交換に交付する。郵送又は宅配便による交付を希望する場合は、当該資格審査結果通知書の写し及び切手（郵便の場合）又は着払いのラベル（宅配便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封の上、(1)に送付する。電子メールあるいは郵便物の対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

イ 交付期間 令和7年8月1日から令和7年8月22日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前10時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く。）までの間。

(3) 入札書の提出方法等

ア 提出方法 原則として郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により(1)に提出する。

なお、持参による提出も認めることとするが、持参する場合は、事前に(1)に連絡することとし、FAXその他の方法による提出は認めない。

イ 提出期間 令和7年8月1日から令和7年9月5日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前10時から午後5時までの間。郵送又は託送の場合は、令和7年9月5日午後5時必着。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年9月8日 午後2時

イ 場所 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 座間支部 会議室

4 その他

(1) 入札手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 契約情報の公表は以下のとおり。

契約情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報について、当方への提供及び当該情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって、かかる同意がなされたものとみなしますので、あらかじめ御了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満
 - ・ 2 分の 1 以上 3 分の 2 未満
 - ・ 3 分の 2 以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については、原則として 93 日以内）